

## 令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター6階大会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年2月5日（金） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 鈴木 有光 委員  | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員  |
| 4. 浅海 博行 委員  | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員  |
| 7. 板橋 睦男 委員  | 8. 熊谷 弘和 委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 石井 正美 委員 |             |              |

欠席委員 1名

9. 時田 将 委員

### 農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 大山 貴 委員 |
| 飯田 展久 委員 |          |         |

欠席委員 1名

- 澁谷 好治 委員

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について

- ・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 農用地利用集積計画について	3件
議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について	1件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について	2件
報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について	5件
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	2件

- 5 開 会 午後4時00分
- 浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。
- 浅海 議長 直ちに、本日の会議を開きます。
- 浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
- 浅海 議長 議事録署名委員に
- 7番、板橋睦男委員
- 8番、熊谷弘和委員を指名いたします。
- 浅海 議長 お諮りいたします。
- 議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」との声多数あり)
- 浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
- 今回の現地調査班は3班です。川村誠司班長より総括的な報告をお願いいたします。
- 川村 班長 議長
- 浅海 議長 5番、川村誠司班長
- 川村 班長 3班の現地調査の報告をいたします。
- 1月29日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。
- 提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について3件、農用地利用集積計画について3件の計7件です。
- 3班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
- なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
- 以上で3班の総括報告を終わります。
- 浅海 議長 ありがとうございます。
- 浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。
- 浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
- 山田主任主事 議長
- 浅海 議長 山田主任主事
- 山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。
- 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲受人の長男と譲渡人で持分各2分の1ずつ共有していたところを、譲受人が持分を買取ることにより、同一経営体の営農の安定を図るものです。

申請地は、畑4筆、合計面積3,559平方メートルです。

営農計画は、鉄骨ビニールハウスによる高設栽培で、いちごの作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は、持分移転のため0.8ヘクタール以上と変わりなく、年間従事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業機械並びに全部耕作等の許可要件については、松戸市農業委員会発行の農業経営の実態証明書により確認していますので、特に問題ありません。

以上です。

浅海 議長  
熊谷 委員  
浅海 議長  
熊谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

8番、熊谷弘和委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

1月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

現地は、畑4筆、合計面積3,559平方メートルの普通畑として適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、許可後の具体的な計画について説明を求めたところ、耕作は長男が主として行い、申請地を整地した後、鉄骨ビニールハウスを建て、来年の1月からの収穫に間に合うようなスケジュールで進めていく予定との回答でした。次に、営農後3年間は農地転用できない旨を伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長  
  
浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積133平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場用地です。

申請理由は、譲受人の自宅の駐車スペースをガーデニングとして使用していることで必要な駐車スペースが確保できないことに加え、譲受人の妻が出産を控えていることで親族の訪問が多く、新たな駐車場を必要としていることから、自宅に隣接する申請地に駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、敷地内整地後の転圧のみによる自然浸透とするとともに、隣接農地への土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径500メートル以内に鉄道駅があることから、第2種農地に該当しますが、代替性として、自宅に隣接していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

1月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積133平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、転用後は計画どおり駐車場として使用し、隣接する住宅と

一体化して使用することが無いこと、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。次に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水が直接流出することが無いようにすること、道路河川管理課より、市道等への砂利及び土砂の流出への対策を取り、流出があった際は清掃対応すること、学校教育課より、工事着工前に学校教育課及び西部小学校長へ工事内容を事前に説明するよう依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたしますが、審議番号2及び審議番号3は関連していますので、一括審議としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号2及び審議番号3を一括審議といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、5番、川村誠司委員の退席を求めます。

(川村委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2及び審議番号3は関連していますので一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号2が、畑1筆、面積1,008平方メートルで、審議番号3は、畑1筆、面積4,507平方メートルで、合計2筆、面積5,515平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場用地です。

申請理由は、譲受人は運送業を営んでいますが、市川市内に物流センターを新設することから、その近郊に駐車場が必要になったことから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、周囲の境界から1メートルの範囲を砂利敷きとし、自然浸透させるとともに、既設及び新設ブロック2から4段積みで周囲を囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径約1キロメートル以内に鉄道駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、物流センターからアクセスも良く、利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長  
石原 委員  
浅海 議長  
石原 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

6番、石原和弘委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2及び審議番号3を一括して調査報告をいたします。

1月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号2が、畑1筆、面積1,008平方メートルで、審議番号3は、畑1筆、面積4,507平方メートルで、合計2筆、面積5,515平方メートルの普通畑及び一部農業用倉庫です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、工事期間中は出入口に誘導員等を配置し、工事後はミラー等を設置するなどの安全対策を取ること、一部擁壁が道路にはみ出ていることから、転用時は境界どおりに整備すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。次に、開発指導室より、雨除け施設・コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築きかない旨の通知があったことを伝えました。最後に、高齢者支援課より、隣接する病院関係者への計画概要説明について、学校教育課より、車両の出入りや雨水対策等について、道路河川管理課より、本申請に伴う道路使用、排水対策等について、説明及び協議依頼があったことを

伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程  
よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2及び審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定するこ  
とに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2及び審議番号3は可決されました。

浅海 議長 5番、川村誠司委員の除斥を解きます。

(川村委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題と  
いたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括審議とし  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2は関連  
していますので一括してご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関  
する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年1月25日付けで、農  
用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、審議番号1が、畑4筆、合計面積6,922平方メートルの内  
3,111平方メートルで、審議番号2は、畑2筆、合計面積3,608平方  
メートルで、合計6筆、面積6,719平方メートルの農地の賃貸借による利用  
権の更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等  
の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2を一括して調査報告をいたします。

現地は、審議番号1は、畑4筆、合計面積6,922平方メートルの内3,111平方メートルで、審議番号2が、畑2筆、合計面積3,608平方メートルで、合計6筆、面積6,719平方メートルとともに普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年1月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積5,919平方メートルの内3,811平方メートルの農地の賃貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。



浅海 議長 現地調査の報告を求めます。  
濱田 委員 議長  
浅海 議長 濱田光一推進委員  
濱田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積5,919平方メートルの内3,811平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。  
(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてを議題といたします。

本議案につきましては、鎌ヶ谷市の基本的な農業構想を見直すにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき諮問されたものですので、担当課に説明を求めたいと思います。

担当課 農業振興課職員入室

浅海 議長 担当課に議案の説明をお願いいたします。

担当課 農業振興課の小川と申します。よろしく申し上げます。

早速ですが、議案書の6ページから7ページまでをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてをご説明いたします。

現行の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、平成26年9月に見直しを行ったところではありますが、現在までに相当の年数が経過していることから、近年の本市における営農の状況と乖離のない内容とする必要があると判断し、見直しを行う運びとなりました。

主な変更点といたしましては、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、

農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を実現するための営農類型の指標に、新たに露地野菜の「こかぶ・ねぎ」及び果樹専作の「ぶどう」を追加してございます。

なお、詳細につきましては、別添の新旧対照表をご覧ください。

また、営農類型につきましては、本市の営農状況を踏まえ、順次見直しを行う予定でございます。

その他変更点といたしましては、字句の変更や項目の追加に伴うページ数の変更でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第4号について、承認することにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページから11ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について5件の合計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の13ページから14ページまでをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきまして

は、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、宅地及び雑種地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。  
以上で令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年3月11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和